

# 横手市商工業関係の助成制度 【平成 31 年度版】

## ◎商業振興支援

- 1. 横手市商い賑わい創出事業補助金 ----- P. 1
- 2. 横手市空き店舗等利活用支援事業補助金 ----- P. 3

## ◎起業・創業支援

- 3. 横手市起業・創業支援事業補助金 ----- P. 7

## ◎金融関係支援

- 4. 横手市中小企業等融資あっせん制度（マル横） ----- P. 9
- 5. 横手市中小企業等融資利子補給制度（マル横） ----- P. 10

## ◎就労・人材育成支援

- 6. 横手市インターンシップ促進支援事業 ----- P. 11
- 7. 横手市若年者等人財育成・地元定着支援事業 ----- P. 13

## ◎企業向け支援

- 8. 横手市ものづくり事業化プラン開発支援事業 ----- P. 15
- NEW** 9. 横手市中小企業活性化支援事業（中小企業設備導入支援事業） -- P. 17
- 10. 横手市中小企業活性化支援事業（販路拡大支援事業） ----- P. 19
- 11. 横手市新商品生産による新事業分野開拓者認定事業 ----- P. 21
- 12. IT・ソフトウェア関連産業企業立地優遇制度助成金 ----- P. 23
- 13. 横手市企業振興条例の助成金・奨励金について ----- P. 25

### ◆横手の商工業振興サイトもあわせてご活用ください！◆

横手市のホームページ上に、横手市の商工業振興事業を一目でご覧いただける『横手の商工業振興サイト』を開設しています。市の事業だけでなく、国や県の事業等についても掲載しています。ぜひご活用ください！

①横手市ホームページ (<http://www.city.yokote.lg.jp/>)



②『事業者の方へ』というタブをクリック



③ページ左下『横手の商工業振興』のバナーをクリック

# 1. 横手市商い賑わい創出事業補助金の概要

商業の活性化を図るために、商店街等において、イベント開催等、販売促進につながる取り組みや事業者の資質向上、商店街の魅力向上のために行う研修会の実施などに係る経費の一部を補助します。

平成 31 年 4 月 商工労働課

項目	内 容
補助対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たしている方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内の商工会議所、商工会、商店街振興組合、商店街（会）団体、事業者グループ（3店舗以上）等であること。</li> <li>・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号第2条に掲げる営業）に該当しないこと。</li> <li>・ その他、市長が認めるもの</li> </ul>
対象経費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 販売促進につながる事業（商いと結びついたイベントや買い物弱者対策等）を実施する際にかかる経費。</li> <li>・ 商業の活性化を目的に事業者の資質向上や商店の魅力向上のために開催する研修会、勉強会、調査研究事業、消費者参加事業等にかかる経費。</li> </ul> <p>※ 広告宣伝費のみや交通費のみなど間接的な事業および備品や資産の購入は対象外とします。</p> <p>※ 販売促進に係る事業について、『景品代』は事業費総額の 2/5 以内とします。</p>
補助金額等	<p>○補助対象経費の 1/2 以内。          取り組む事業によって上限額が異なります。事業ごとの上限額は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆販売促進につながる事業：上限 30 万円</li> <li>◆研修などを開催する事業：上限 20 万円</li> </ul> <p>※ 継続事業は、前年の課題を明確にし、それを解決する事業計画を対象とします。また、<u>継続 5 年目以上の事業については、補助対象経費の 1/3 以内、上限 20 万円とし、継続 8 年目までを補助対象とします。</u></p> <p>※ 千円未満は切捨てとします。</p>
提出書類	<p>申請者は、補助対象事業に着手する前に「横手市商い賑わい創出事業補助金交付申請書」と以下の書類を商工労働課に提出してください。</p> <p>①事業計画書 ②構成員名簿 ③その他事業に係る写真やチラシなど実績がわかるもの（継続事業のみ）など。</p>
募集期間	<p>平成 3 1 年 4 月 1 日（月）から予算の範囲内で随時受付しております。</p>

そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該事業の実施にあたり、他の補助制度（国・県も含む）の交付を受けた場合は、交付の対象となりません。</li> <li>・ <u>同一の会場、日時で開催される複数の事業は、補助金の申請については一つの事業とみなしますのでご注意ください。</u></li> <li>・ 必要に応じて現地調査を行います。</li> <li>・ 補助事業は年度内に完了するものが対象となります。</li> </ul>
-------	---

## 補助金申請から交付までの流れ

横手市役所商工労働課

① 申請	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <p>商い賑わい創出事業補助金交付申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。</p> <p>※ 受付は土、日、祝日を除きます。</p> <p>※ 必要に応じて現地調査を行います。</p>
② 交付決定	<p>横手市役所商工労働課⇒申請者</p> <p>補助金審査会にて、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。</p>
③ 事業の着手	<p>補助金の交付決定を受けてから事業着手してください。</p> <p>※交付決定前に着手したのものにつきましては交付対象になりません。</p>
④ 実績報告	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <p>事業終了後、代金の支払いが済みましたら、商い賑わい創出事業補助金実績報告書に記入し、以下の必要な書類を添えて提出してください。</p> <p>○実績報告に必要な書類等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業決算書</li> <li>2. 領収書の写し（宛名は申請者名と一致するようにしてください）</li> <li>3. 現場写真・チラシ（イベント等の様子がわかる写真や制作したチラシなど実績がわかるもの。）</li> </ol>
⑤ 補助金の交付	<p>実績報告書の内容を審査した後、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。</p> <p>※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。</p>

当該補助金の概要及び申請書、実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

商い賑わい創出事業の HP 番号：000001986

## 2. 横手市空き店舗等利活用支援事業補助金の概要

横手市内の中小企業者等で、ご自身が所有する店舗のイメージアップを図るために実施する店舗内外の改装及びこれらと一体として整備する設備等にかかる費用の一部を補助します。

また、商店街等の空き店舗を活用して、商店街および地域商業の活性化につながる事業を営む中小企業者の方に対して、かかる経費の一部を補助します。

平成 31 年 4 月 商工労働課

### 【① ご自身の店舗改装等を行う場合】

項目	内容
補助対象者	次に掲げる要件を全て満たしている方が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に住所を有する個人または市内に主たる事業所を有する法人であること。</li> <li>・ 大型店舗（売場又は営業面積が 500 平方メートルを超える店舗）及びその入居者でないこと。</li> <li>・ 大企業等のフランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。</li> <li>・ 市税を滞納していないこと。</li> </ul>
対象業種	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業などの店舗のうち、市の商業活性化に資すると認められるものが対象となります。ただし、以下の場合は対象外とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める営業</li> <li>・ その他市長が不相当と認める事業</li> </ul>
対象経費等	個人等が所有する店舗のイメージアップを図るために実施する店舗内外の改装・改装及びこれらと一体として整備する看板設置にかかる費用（デザイン料含む）。 長期的な経営計画に基づき、利用客の利便の向上や店舗の販売力の向上を狙えるものを対象とします。 ※ 一般備品は補助対象経費とみなしません。 ※ 原則として、横手市外の業者に委託する工事等にかかる経費は補助対象とみなしません。 ※ 従業員のみが使用するスペースの整備は補助対象とみなしません。 ※ 過去に同一店舗で当事業補助金の交付を受けた場合は、交付の対象となりません。
補助金額等	○補助対象経費の1/2以内、上限30万円とします。 ※千円未満は切捨てとします。

## 【②商店街等の空き店舗を利用して事業を行う場合】

項 目	内 容
補助対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たしている方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に住所を有する個人または市内に主たる事業所を有する法人であること。</li> <li>・ 大型店舗（売場又は営業面積が500平方メートルを超える店舗）及びその入居者でないこと。</li> <li>・ 大企業等のフランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。</li> <li>・ 市内で営業している店舗から空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としていないこと。</li> <li>・ 【賃貸借の場合】空き店舗の賃貸契約期間が2年以上であり、かつ、週30時間以上営業を行うこと。</li> <li>・ 【賃貸借の場合】空き店舗の賃貸借契約日が補助申請日の2カ月以内であること。</li> <li>・ 【購入の場合】空き店舗の購入に係る契約日が平成30年4月以降であること。</li> <li>・ 空き店舗の所有者の親族でないこと。</li> <li>・ 市税を滞納していないこと。</li> </ul>
対象業種	<p>小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業などの店舗のうち、市の商業活性化に資すると認められるものが対象となります。</p> <p>ただし、以下の場合は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業</li> <li>・ その他市長が不相当と認める事業</li> </ul>
対象経費等	<p>空き店舗を活用して営業を開始する際に必要な店舗内外の改装及び看板設置にかかる費用（デザイン料含む）、店舗の賃借料を対象とします。</p> <p>※ 一般備品は補助対象経費とみなしません。</p> <p>※ 原則として、横手市外の業者に委託する工事等にかかる経費は補助対象とみなしません。</p> <p>※ 従業員のみが使用するスペースの整備は補助対象とみなしません。</p> <p>※ 【賃貸借の場合】敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用は補助対象とみなしません。</p> <p>※ 【購入の場合】空き店舗の購入に係る経費は補助対象とみなしません。</p>
補助金額等	<p>○補助対象経費の1/2以内、上限50万円とします。</p> <p>○秋田県外から移住後1年未満の方は、補助対象経費の1/2以内、上限80万円とします。</p> <p>※千円未満は切捨てとします。</p>

## 【①・②共通事項】

提出書類	<p>申請者は、補助対象事業に着手する前に「横手市空き店舗等利活用支援事業補助金交付申請書」と以下の書類を商工労働課に提出してください。</p> <p>① 事業計画書          ② 市税納税証明書（県外から移住してこられる方は、横手市の住民票）          ③ 見積書（改装費等を補助対象経費とする場合）          ④ 店舗の賃貸借契約書の写し（空き店舗を利用して事業を行う場合）          ⑤ 図面          ⑥ 完成予想図          ⑦ 事前写真          ⑧ その他市長が必要と認める書類</p>
募集期間	平成31年4月1日（月）から予算の範囲内で随時受付しております。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改装・開店にあたり、他の補助制度（国・県も含む）の交付を受けた場合は、交付の対象となりません。</li> <li>・ 必要に応じて現地調査を行います。</li> <li>・ <u>補助事業は年度内（3月末）に完了するものが対象となります。</u>  <u>（翌年度へ繰り越しや事前交付はできません）</u></li> </ul>

### 補助金額等について

申請年度中に補助事業が完了する計画であり、補助金額の範囲内であれば、店舗の改装・賃貸料にかかる経費について申請が可能です。

なお、補助率は全て対象経費の1/2以内です。

※ 千円未満は切捨てとします。

※ 補助金を翌年度に繰り越すことはできませんので、ご注意ください。

#### 《ケース①》全て改装費に充てたい

◆改装費 150万円 ⇒ 補助金額 

既存店30万円
空き店舗50万円

#### 《ケース②・空き店舗を活用する場合》全て賃借料に充てたい

◆賃借料 月25万円 ⇒ 補助金月12万5千円×4ヶ月＝ 

50万円
------

#### 《ケース③・空き店舗を活用する場合》改装費、空き店舗の賃借料に充てたい

◆改装費 100万円 ⇒ 補助金額 

30万円
------

  
 ◆賃借料 月10万円 ⇒ 補助金月5万円×4ヶ月＝ 

20万円
------

## 補助金申請から交付までの流れ

横手市役所商工労働課

①申請	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <p>空き店舗等利活用支援事業補助金交付申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。</p> <p>※ 受付は土、日、祝日を除きます。※必要に応じて現地調査を行います。</p>
-----	---

②交付決定	<p>横手市役所商工労働課⇒申請者</p> <p>補助金審査会にて補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。</p>
-------	---

③工事等の着工・備品購入	<p>補助金の交付決定を受けてから工事等の着工をしてください。</p> <p>交付決定前に着工した工事は交付対象になりません。なお、空き店舗の賃借料については「営業を開始した日の属する月の翌月」から補助対象となります。</p>
--------------	---

賃借料を含む場合

改装のみの場合

④状況報告	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <p>【改装費について】 代金の支払い完了後、空き店舗等利活用支援事業補助金状況報告書に記入し、右記の必要な書類を添えて提出してください。（現地調査を行い、改装分の補助金を交付します）</p> <p>【賃借料について】 「営業を開始した日の属する月の翌月」から補助対象となります。毎月、賃借料の領収書の写しと空き店舗等利活用支援事業補助金状況報告書を提出してください。（家賃分の補助金を毎月交付します）</p>
-------	---

<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <p>改装にかかる代金の支払い完了後、空き店舗等利活用支援事業補助金実績報告書に記入し、以下の必要な書類を添えて提出してください。</p>
---

⑤実績報告	<p>《実績報告に必要な書類等》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業決算書</li> <li>② 領収書の写し（宛名は申請者と一致するようにしてください）</li> <li>③ 業者が発行する工事費を証する明細書</li> <li>④ 写真（施工後の内部・外部の現状がわかるもの）</li> <li>⑤ その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
-------	---

⑥補助金の交付	<p>実績報告書の内容を審査し現地調査を行った後、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。</p> <p>※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。</p>
---------	--

※④で補助金の交付が完了している場合は、⑤の提出をもって事業終了となります。

当該補助金の概要及び申請書、実績報告書等の様式については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

空き店舗等利活用支援事業の HP 番号：000001985

### 3. 横手市起業・創業支援事業補助金の概要

横手市内で新たに起業し、地域商業の活性化につなげる事業を営む中小企業者の方に対して、初期投資にかかる経費の一部を補助します。

平成31年4月 商工労働課

項目	内容
補助対象者	次に掲げる要件を全て満たしている方が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに起業する市内に住所を有する個人または市内に主たる事業所を有する法人であること。</li> <li>・ 事業計画が明確であり、起業の実現性が高い事業であること。</li> <li>・ 起業後において横手市内に店舗、事務所等があること。</li> <li>・ 市税を滞納していないこと。</li> </ul>
対象業種	次に掲げる要件を全て満たしている業種が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業、林業、金融保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所、歯科診療所、風俗営業・性風俗特殊営業、宗教、政治・経済・文化団体等の業種でないこと。</li> <li>・ 大企業等のフランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。</li> <li>・ 農業者でも農産物の加工品を製造販売する場合は可。また、農業者等がそれ以外の業種で事業を行う場合も可。</li> <li>・ その他市長が適当と認める事業</li> </ul>
対象経費等	店舗工事費、店舗の賃貸に係る礼金、事業に要する機械等設備費、看板設置費用、駐車場などの外構工事費(不動産取得費は除く)、宣伝広告費、その他事業に要する備品(10万円以上のものが対象で中古は不可)等。 なお特殊な事情がない限り、横手市外の業者に委託する工事、または横手市外の業者から購入する備品等は補助対象とみなしません(※県外移住起業者についてはこの限りではありません)。
備品について	本補助金で購入した設備備品は、当該設備備品等の減価償却期間が経過するまでは、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません(寄付も不可)。上記に違反した場合は補助金を返却して頂く事になります。また、購入した設備備品には、本補助金により購入したものである旨を記し、備品番号をつけ、台帳を備えるなど適正に管理してください。毎年、商工労働課にて確認作業をいたします。
補助金額等	○ICTに特化した起業をする場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象経費の1/2以内を補助(上限100万円) ※千円未満切捨て</li> </ul> ○県外から移住して起業をする場合(県外移住起業者) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象経費の1/2以内を補助(上限80万円) ※千円未満切捨て</li> </ul> ○上記以外の起業をする場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象経費の1/3以内を補助(上限50万円) ※千円未満切捨て</li> </ul> ※ICTとは Information and Communication Technology の略で「情報通信技術」と訳され、医療・介護・福祉・教育など、あらゆる公共分野への貢献が期待されるものです。ここでいう『ICTに特化した起業』とは、IT技術を活用し地域課題を解決する事業や、様々な公共分野へ貢献する事業を指します。また自社で開発したITサービスや、ITが主たる事業と認められる場合も含まれます。
提出書類	申請者は、補助対象事業に着手する前に「横手市起業・創業支援事業補助金交付申請書」と以下の書類を商工労働課に提出してください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市税納税証明書(法人にあっては法人登記簿、県外から移住してこられる方は横手市の住民票)</li> <li>② 事業計画書</li> <li>③ 見積書</li> <li>④ 付近の見取図</li> <li>⑤ 完成予想図</li> <li>⑥ 建物写真</li> <li>⑦ その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
募集期間	平成31年4月1日(月)から予算の範囲内で随時受付しております。



そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起業・創業に関する他の補助制度（国・県の起業支援補助金等）の交付を受ける場合は、交付の対象となりません。</li> <li>・既に事業を行っている場合は交付の対象となりません。</li> <li>・補助事業は年度内（3月末）に完了するものが対象となります。</li> <li>・商工団体が開催する起業セミナーに参加すること（※県外移住起業者はこの限りではありません）</li> <li>・ここでいう県外移住起業者とは、補助金申請時、県外から横手市に移住後1年未満の方をいいます（既に起業しており、本社機能を移転する方も含みます）</li> </ul>
-------	---

## 補助金申請から交付までの流れ

横手市役所商工労働課

①申請	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <p>起業・創業支援事業補助金交付申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。</p> <p>※受付は土、日、祝日を除く</p> <p>※必要に応じて現地調査を行います</p>
②交付決定	<p>横手市役所商工労働課⇒申請者</p> <p>補助金審査会にて補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。</p>
③工事等の 着工・備品 購入	<p>補助金の交付決定を受けてから着工（購入）してください。</p> <p>交付決定前に着工した工事、また購入した備品は交付対象になりません。</p>
④実績報告	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <p>工事完了後、代金の支払いが済みましたら、起業・創業支援事業補助金実績報告書に記入し、以下の必要な書類を添えて提出してください。</p> <p>○実績報告に必要な添付書類等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業決算書</li> <li>2. 領収書の写し（宛名は申請者名と一致するようにしてください）</li> <li>3. 業者が発行する工事費や備品購入費を証する明細書</li> <li>4. 写真（施工後の内部・外部の現状が分かるもの。購入した備品など）</li> <li>5. 備品管理台帳（10万円以上の備品を購入した場合）</li> <li>6. その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
⑤補助金の 交付	<p>実績報告書の内容を審査し、現地調査を行った後、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくこととなります。</p>

当該補助金の概要及び申請書、実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

起業・創業支援事業の HP 番号：000001983

## 4. 横手市中小企業等融資あっせん制度（マル横）

平成 30 年 4 月 1 日より横手市中小企業融資あっせん制度（マル横）を一部変更し、実施しています。

【マル横の融資変更内容】

(1)利子補給期間を 3 年から 2 年に変更 (2)据置期間を廃止 (3)創業資金の新設

（目的）

中小企業者、小規模企業者及び創業者へ融資あっせんを図ることで、企業の安定並びに業界の振興発展に資することを目的とします。

（要綱）

区分	一般事業資金(マル横)	小口事業資金(マル横小口)	創業資金(マル横創業)
対象者	次の①から③すべて該当し、市税に滞納がないもの ①中小企業者及び小規模事業者であるもの ②市内に 1 年以上住所または事業所を有しているもの ③ 1 年以上同一事業を営んでいるもの	次の①から③すべて該当し、市税に滞納がないもの ①小規模事業者であるもの ②市内に 1 年以上住所または事業所を有しているもの ③ 1 年以上同一事業を営んでいるもの	次の①から④のいずれかに該当し、市税に滞納がない横手市民 ① 1 か月以内に新たに事業を営むもの ② 2 か月以内に新たに会社を設立し事業を営むもの ③新たに事業開始した日以後 5 年未満の個人 ④新たに会社を設立し事業開始した日以後 5 年未満の法人
資金使途	事業に必要な運転資金及び設備資金	事業に必要な運転資金及び設備資金	事業に必要な運転資金及び設備資金
限度額	2,000 万円 (マル横小口、創業を含む)	1,250 万円 (マル横、創業を含む)	1,000 万円 (マル横、小口を含む)
貸付期間	10 年以内	10 年以内	10 年以内
貸付金利	年 1.75%以内 (2 年間は市が 1/2 補助)	年 1.55%以内 (2 年間は市が 1/2 補助)	年 1.55%以内 (2 年間は市が 1/2 補助)
据置期間	—	—	1 年以内 (期間内は元金返済を猶予、利子の支払いのみ)
保証料	年 1.90%以内 (市が負担します)	年 2.20%以内 (市が負担します)	年 0.88%一律 (市が負担します)

（申込方法）

融資を受けようとする中小企業者等は、「横手市中小企業融資あっせん申込書」により、市内の取扱金融機関（秋田銀行、北都銀行、北日本銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫）の各支店にてお申込みください。横手商工会議所またはよこて市商工会を經由して、横手市が認定いたします。

## 5. 横手市中小企業等融資利子補給制度（マル横）

### （目的）

横手市中小企業融資あっせんに関する条例の規定に基づく融資取扱金融機関から融資を受けた市内中小企業者等に市が利子の一部補給を講ずることにより、市内中小企業者等への円滑な融資を図り、もって商工業の振興発展を図ることを目的とする。

### （対象者）

横手市中小企業融資あっせん制度により融資を受けた中小企業者、小規模事業者及び創業者

### （補給率）

貸付利率の2分の1

### （補給期間）

融資を受けた日より2年間

### （交付申請）

取扱金融機関は、利子補給の交付を申請しようとするときは、中小企業融資あっせんに係る利子補給金交付申請書（様式第1号）に中小企業融資あっせん資金に係る利子補給金計算書（様式第2号）を添えて市長に提出するものとする。

### （補給金の交付時期）

【上期】1月1日～6月30日融資分について、9月交付予定

【下期】7月1日～12月31日融資分について、翌3月交付予定

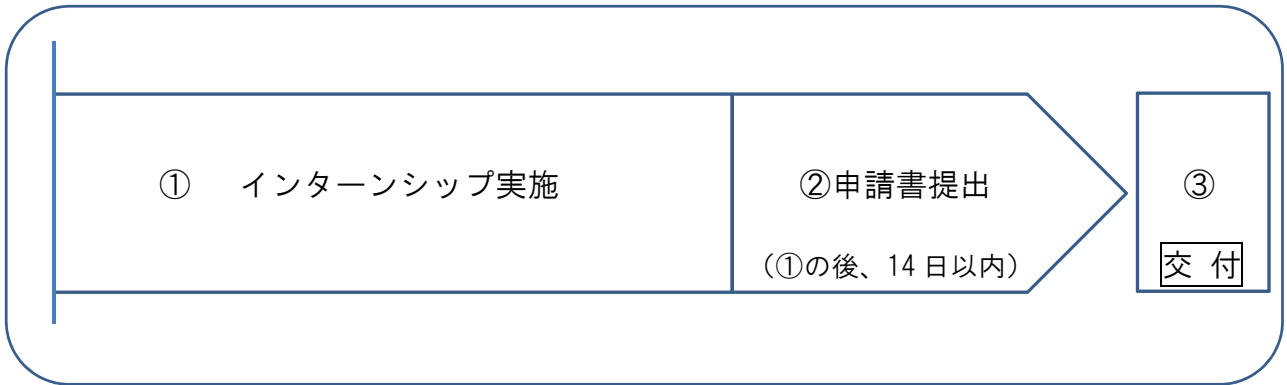
## 6. 横手市インターンシップ促進支援事業補助金の概要

大学生等（大学生、大学院生、高等専門学校生、短期大学生、専修学校生）の市内企業におけるインターンシップ（キャリア教育の一環として大学生等とともに事業を行うものを含む）の参加を促し、市内企業の魅力の理解と市内企業への就職促進を図るため、インターンシップ研修生が負担した交通費・宿泊費を補助します。

平成31年4月 商工労働課

項目	内容
補助対象者	・学校教育法に基づく大学、大学院、高等専門学校、短期大学、専修学校に在籍している方
交付要件	・横手市内の事業所（※）でインターンシップを行うこと ・入社予定社員向けの事前研修の一環として行われるものではないこと ・平成32年（2020年）3月31日までにインターンシップが終了すること ※ただし、官公庁または風営法に定める営業を行う事業所は対象外となります。
補助対象経費	・インターンシップの実施にあたり、研修生が負担した以下の経費 ①研修生の居住地から事業所までの往復交通費（公共交通機関を使用する場合に限る） ②インターンシップ実施期間に滞在する市内宿泊施設の宿泊費（前後泊も含む） ※インターンシップの実施にあたり、国、県その他における同内容の補助、助成等を受けたものは対象外とします。
補助金額等	・インターンシップの実施にあたり、研修生が負担した経費の10/10以内（千円未満切捨て。上限2万円） ただし、申請は一人につき年度内2回までとします。
提出書類	申請者は、以下の書類をインターンシップ終了後14日以内に商工労働課に提出してください。 ①補助金交付申請書兼実績報告書 ②収支決算書 ③インターンシップ研修証明書 ④振込口座確認書 ⑤学生であることを証明する書類（学生証の写し等） ⑥補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書の写し等）
補助金の交付	・提出書類受領後、インターンシップ先の事業所へ実施確認を行う場合がありますのでご了承ください。 ・提出書類の内容を審査した後、提出していただいた振込口座へ補助金を振り込みます。

## 補助金交付までの流れ



当該補助金の概要及び申請書兼実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

横手市インターンシップ促進支援事業補助金 HP 番号：000022041

## 7. 横手市若年者等人財育成・地元定着支援事業補助金の概要

横手市内の産業の持続的発展のために、市内で操業する事業者等が職員に対して行う研修等の人材育成や若年者個人が職業能力開発を目的に行う資格取得等にかかる費用の一部を補助します。

平成 31 年 4 月 商工労働課

項目	内容
補助対象者	<p>それぞれ次に掲げる要件を全て満たしている事業者等又は個人が対象となります。</p> <p>【事業者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に事業拠点を有する者で、1 年以上同市において事業活動を行っている事業者等</li> <li>・ 納期の到来した市税を完納している者</li> <li>・ 業務内容が公序良俗に反する等、社会通念上、補助金交付の対象としてふさわしくないと判断される者でないこと</li> <li>・ 反社会的勢力と関係を有しない者</li> </ul> <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横手市に住所をおき、将来に渡って市内に定住する意思を有する 18 歳以上 40 歳以下の者 (公務員は除く。ただし、雇用期間に定めのある公務員は対象とする)</li> <li>・ 納期の到来した市税およびそれに準じるものを完納していること</li> </ul>
補助対象経費	<p>【事業者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18 歳以上 40 歳以下の職員に対して行う、研修や講習、資格取得などの人材育成に直接要する経費</li> </ul> <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業能力開発を目的に行う、研修や講習の受講、資格取得に直接要する経費</li> </ul> <p>◆事業者等、個人共通事項◆</p> <p>※業務や就業に直接的に関連する研修や講習の受講および資格取得に要する経費のうち平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 (2020 年) 年 3 月 31 日までに終了するものを補助対象とします。</p> <p>※資格取得や受講に係る宿泊・交通費等の間接的な経費は補助対象外とします。</p> <p>※国、県から同様の補助や助成等を受けているものについては、当該補助金等を除いた部分の経費についてのみを対象とします。</p> <p>※次に掲げる研修等については、本事業の対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法に基づく大学、大学院、高等専門学校、短期大学、専修学校の就学に係る費用</li> <li>・ 接遇やマナー講習等、社会人として基礎的なスキルを取得するためのもの</li> <li>・ 農林漁業に関連する研修や講習の受講および資格取得に関するもの</li> <li>・ 一般的な趣味や教養に関するもの等、業務や就業に直接関連が認められないもの</li> <li>・ 普通自動車第一種免許、準中型自動車免許、普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許、原動機付自転車免許</li> </ul>
補助金額等	<p>【事業者等】</p> <p>補助対象経費の 1 / 2 以内、上限 15 万円 (千円未満切捨て)</p> <p>※年度内の 1 回の申請に限る。</p> <p>【個人】</p> <p>補助対象経費の 1 / 2 以内、上限 5 万円 (千円未満切捨て)</p> <p>※年度内 1 回の申請に限る。</p>

<b>提出書類</b>	<p><b>【事業者等】</b></p> <p>①補助金交付申請書（事業者等用）、②市税納税証明書、③研修等の内容・費用がわかる資料（パンフレット、見積書など）、④補助対象となる職員の住所・年齢が確認できる書類の写し（運転免許証、健康保険証等）、⑤その他市長が必要と認める書類</p> <p><b>【個人】</b></p> <p>①補助金交付申請書（個人用）、②住所・年齢が確認できる書類の写し（運転免許証・健康保険証等）、③研修等の内容・費用がわかる資料（パンフレット、見積書など）、④その他市長が必要と認める書類</p>
<b>募集期間</b>	平成31年4月1日（月）から予算の範囲内で随時受付しております

### 補助金申請から交付までの流れ

<b>①申請</b>	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <p>補助金交付申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。 担当が内容を確認しますので、できるだけ直接ご持参ください。 ※受付は土、日、祝日を除きます。</p>
<b>②交付決定</b>	<p>横手市役所商工労働課⇒申請者</p> <p>書類審査により補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。</p>
<b>③事業着手</b>	<p>補助金の交付決定を受けてから事業着手（受講）してください。 交付決定前に着手（受講）した経費は交付対象になりません。</p>
<b>④ 実績報告</b>	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <p>事業終了後、代金の支払いが完了しましたら、若年者等人財育成・地元定着支援事業補助金実績報告書に記入し、以下の必要な書類を添えて提出してください。</p> <p>○実績報告に必要な書類等</p> <p>① 領収書等振込の内容を証明するものの写し （宛名は申請者名と一致するようにしてください）</p> <p>② 修了証及び免許証等の成果を証明するものの写し</p> <p>③ その他市長が必要と認める書類</p>
<b>⑤補助金の交付</b>	<p>実績報告書の内容を審査し、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。 ※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。</p>

当該補助金の概要及び申請書、実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

横手市若年者等人財育成・地元定着支援事業の HP 番号：000018179

## 8. 横手市ものづくり事業化プラン開発支援補助金の概要

市内の中小企業者等が新たに挑戦する製品・技術の開発にかかる費用の一部を補助します。

平成31年4月 商工労働課

項目	内容
補助対象者	横手市内に事業所をおく企業・中小企業者、または市内中小企業者を含む企業連携による任意の団体で市長が認める者のうち、次の要件を全て満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>横手市に主たる生産・事業の拠点を有する製造業、情報サービス業に属する市内事業所・企業等</li> <li>納期の到来した市税を完納している者</li> </ul>
補助対象となる製品等	中小企業者等が開発した新製品等（完成品、部品および技術開発）で、自社で独自に開発するもの。または、既存の製品とは異なり、著しく性能・品質および使用価値の向上が見込まれる製品を自社で開発するもので、平成32年（2020年）3月31日以内に完成するもの。 <b>※食品・医薬品など、品質および使用価値の向上を客観的に測ることができないものは対象外とします。</b>
対象経費等	平成31年4月1日から平成32年（2020年）3月31日までに支出された以下の経費を補助対象経費とします。 ① 原材料及び副資材の購入に要する経費 開発製品、技術等の構成部品、開発等の実施に直接使用し消費される原料、材料及び副資材費の購入に要する経費 ② 機械装置、工具又は機器の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 当該製品開発に要した機械装置の購入等の経費（市内生産拠点に設置したもののみ対象。） 当該製品開発に要した機械装置の自社で制作する場合の部品購入等に要する経費 ③ 工業所有権の導入、出願等に要する経費 開発した製品の特許・実用新案・意匠権等の出願に要する経費 ④ 外注に要する経費 外注費は自社内で不可能な当該製品等の開発の一部について外部の事業者等に外注する場合の経費で、その外注先が市内の製造業に発注した場合、補助対象経費の全額、市外の製造業に発注した場合、補助対象経費に該当する経費の50%を助成対象とします。 ⑤ その他市長が特に必要と認める経費 ※但し、量産に要する経費を除きます。人件費、旅費等は対象となりません。 <b>※②については、①・③・④・⑤の経費合計額と同額までを上限に、補助対象経費とする。</b>
補助金額等	補助対象経費の10/10以内 今年度完成する場合、もしくは、複数年申請となる場合の初年度においては、上限1,000万円とする。複数年申請の場合、翌年度、翌々年度の補助上限額は、それぞれ500万円とする。
提出書類	事業申請書、事業概要書、定款、収支決算報告書（直近2ヵ年度分）、市税納税証明書、対象経費の見積りや金額等の内容を示す書類、その他市長が必要と認める書類
募集期限	募集期限：平成31年（2019年）6月28日（金）
その他	以下の場合、補助金の返還の対象となります。 ① 本事業の成果物を一定の期間を経ずに第3者に譲渡した場合。 ② 特別な理由なく製品等の製造拠点を市外へ移管した場合。



## 補助金申請から交付までの流れ

<b>①事前相談</b>	申請者⇒横手市役所商工労働課 申請前に事前相談をお願いします。担当が必要に応じて現地調査を行います。 ※受付は土、日、祝日を除きます
<b>②応募</b>	申請者⇒横手市役所商工労働課 事業申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。※受付は土、日、祝祭日を除きます
<b>③1次審査 (書類審査)</b>	横手市役所商工労働課⇒申請者
<b>④2次審査 (プレゼンテーション)</b>	申請者⇒横手市役所商工労働課 審査会にてプレゼンテーションを行っていただき、補助対象事業の可否を決定します。申請者には書面にて結果通知いたします。
<b>⑤交付決定</b>	横手市役所商工労働課⇒申請者 補助金の交付を決定し、申請者に通知いたします。
<b>⑥実績報告</b>	申請者⇒横手市役所商工労働課 平成32年(2020年)3月31日までに、代金の支払を済ませ、実績報告書に以下の必要な書類を添えて提出してください。 ○実績報告に必要な書類等 ①収支決算書 ②領収書等振込の内容を証明するものの写し(宛名は申請者名と一致するようにしてください) ③機械機器等の写真および生産拠点に設置した写真 ④カタログおよび開発した新製品の写真や図面 ⑤その他市長が必要と認める書類。
<b>⑧補助金交付</b>	実績報告書の内容を審査し、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。

当該補助金の概要及び事業計画書、申請書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

横手市ものづくり事業化プラン開発支援事業のHP番号：000020039

## 9. 横手市中小企業活性化支援事業 (中小企業設備導入支援事業)の概要

市内製造事業者の生産性向上を後押しすべく、生産性向上を目的とする設備投資に係る経費の一部を助成します。

平成31年4月 商工労働課

項目	内容
補助対象者	市内中小企業者（製造業に限る）であって、次のいずれにも該当する法人又は個人事業主 (1) 市内に本社を有していること。 (2) 操業から1年以上経過していること。 (3) 従業員数が50人未満であること。
補助要件	(1) 市税に滞納がないこと。 (2) 申請年度内に納品、設置及び支払を完了すること。 (3) 交付決定額の10%以上の額を従業員（役員及び個人事業主を除く。）に賃金として還元すること。 (4) <u>平成31年4月1日以降に、生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けていること。</u> (5) 国、県等の補助事業に該当しないこと。 (6) 本補助金により実施した事業を、生産性向上のモデルケースとして公開することに同意すること。
対象経費等	認定済の先端設備等導入計画に記載し、かつ、直接事業の用に供し市内製造拠点に設置を行う下記の設備。 ※リース、中古品は対象外 ※最低取得価格は償却資産台帳に登載する価格 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（60万円以上/14年以内） ◆ソフトウェア（10万円以上/ ー ）
補助金額等	補助対象経費の1/2以内、上限200万円（千円未満切捨て）
提出書類	① 交付申請書（市所定様式） ② 事業計画書（市所定様式） ③ 中小企業設備導入支援補助金に係る誓約書（市所定様式） ④ 導入しようとする設備の金額がわかる見積書、発注書等 ⑤ 市税納税証明書 ⑥ 直近の決算書2期分（貸借対照表、損益計算書、販売費および一般管理費内訳書、製造原価報告書） ⑦ 先端設備等導入計画の認定書（写） ⑧ 認定済先端設備等導入計画書（写）
募集期間	平成31年4月1日（月）から平成31年（2019年）5月31日（金）
留意事項	1 交付の決定は、予算の範囲内で6月中旬頃の審査会を経て決定します。 2 <u>本補助金により取得した設備を、当該年度以降の横手市企業振興条例に係る投下固定資本へ計上することは不可とします。</u>

## 補助金申請から交付までの流れ

<b>①事前相談</b>	<p>申請予定者⇒横手市役所商工労働課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本補助金および先端設備等導入計画の認定申請について事前にご相談ください。</li> <li>※事前相談は土、日、祝日を除きます</li> </ul>
<b>②「先端設備等導入計画」の認定申請</b>	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本補助金申請の前に、生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の申請・認定を受ける必要があります。</li> <li>・市HP掲載の「先端設備等導入計画策定の手引き」をご参考に認定申請書を作成し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。</li> <li>※市HPトップ画面上部⇒横手市ウェブサイトの情報を探す→000023567⇒検索</li> <li>※受付は土、日、祝祭日を除きます</li> </ul>
<b>③「先端設備等導入計画」の認定</b>	<p>横手市役所商工労働課⇒申請者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請内容を確認し認定の可否を決定し、申請者に通知いたします。</li> <li>・認定は申請いただいてから10日程度を要します。</li> </ul>
<b>④補助金交付申請</b>	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市所定様式を作成し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。</li> <li>※市HPトップ画面上部⇒横手市ウェブサイトの情報を探す→000001981⇒検索</li> </ul>
<b>⑤交付決定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付の可否は6月中旬頃の審査会を経て決定し、申請者に通知いたします。</li> </ul>
<b>⑥事業着手</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付決定を受けてから事業着手してください。</li> <li>・交付決定前に着手したものに付きましては交付対象になりません。なお、本補助金については、発注は事業着手に含まれません。</li> <li>・申請年度内に、納品、設置及び支払、処遇改善を実施することが必須となります。</li> </ul>
<b>⑦実績報告</b>	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の設置、代金の支払、処遇改善が済みましたら、以下の書類を提出してください。</li> <li>○実績報告に必要な書類等             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 補助金実績報告書</li> <li>② 領収書等振込の内容を証明するものの写し</li> <li>③ 一時金受領証明書（従業員の方にご記入いただく書類です）</li> </ol> </li> </ul>
<b>⑧補助金の請求・交付</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書の内容を審査した後、請求書をご提出いただきます。</li> <li>・市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。</li> <li>※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。</li> </ul>

当該補助金の概要及び申請書、事業計画書、実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

横手市中小企業活性化支援事業(中小企業設備導入支援事業)のHP番号：000001981

## 10. 横手市中小企業活性化支援事業 (販路拡大支援事業) の概要

市内中小企業者等が、国内外の商談を目的とした展示会・見本市などへ出展するために要する費用の一部を助成することにより、地域産業振興の活性化を図ります。

平成 31 年 4 月 商工労働課

項 目	内 容
補助対象者	横手市内に事業所をおく中小企業者、又は市内中小企業者を含む企業連携による任意の団体で市長が認める者の内、次の要件を全て満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・横手市に主たる事業所を有し、事業活動を行っている中小企業者等</li> <li>・自社開発商品（完成品・部品及び開発技術）の販路拡大を行う者</li> <li>・納期の到来した市税を完納している者</li> </ul>
補助対象となる展示会等	国内外で開催される展示会・見本市等で、概ね 50 ブース以上の規模のもの。 <b>【時期】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付決定日以降から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までに開催されるもの。</li> </ul> 但し、申請者または申請者の属するグループで開催する展示会等は対象外となります。 同一市内中小企業等に対し年間 1 回を限度とし、同一展示会へ出展する場合の申請は 3 回までとします。
対象経費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出展料</li> <li>・装飾、工事費、備品賃借料等会場の設営費</li> <li>・出展物の搬送費</li> <li>・出展のための交通費（ガソリン代は除きます）</li> </ul> ※宿泊費、出展の際の人件費は対象となりません。 ※交通費と宿泊費が一体となっているパック等を利用する場合の交通費は、最も経済的な通常の方法により旅行した場合の旅費とパック料金を比較し、低い金額のほうを対象経費とみなします。 ※出展物の搬送費のみの申請は対象外とします。販路拡大のための商談を目的とした事業を対象とします。 ※交付決定前に支払った経費は補助対象経費に含みません。
補助金額等	補助対象経費の 1 / 2 以内（千円未満端数切捨て。上限 20 万円） ※但し、国、県等の助成を受けている場合は、補助対象経費からその分を差し引いた残額の 1 / 3 以内とします。 なお、申請は 1 年度中に 1 企業 1 回とし、当市の他の補助金との併給は認められません。
提出書類	補助金交付申請書、見積書、展示会等出展申込書の写し、展示会の内容がわかる資料、販売する商品のパンフレット、納税証明書、その他市長が必要と認める書類
募集期間	平成 31 年 4 月 1 日（月）から予算の範囲内で随時受け付けしております。

## 補助金申請から交付までの流れ

<b>① 申請</b>	申請者⇒横手市役所商工労働課 事業計画書に記入し、必要書類を添えて提出してください。 担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 ※受付は土、日、祝日を除きます
<b>② 交付決定</b>	横手市役所商工労働課⇒申請者 書類審査にて補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。
<b>③ 事業着手</b>	補助金の交付決定を受けてから事業着手してください。 ※交付決定前に着手したのものにつきましては交付対象になりません。
<b>④ 実績報告</b>	申請者⇒横手市役所商工労働課 事業終了後、代金の支払いが済みましたら、中小企業活性化支援事業（販路拡大支援事業）実績報告書に記入し、以下の必要な書類を添えて提出してください。  ○実績報告に必要な書類等 ① 収支決算書 ② 領収書等振込の内容を証明するものの写し ③ 展示会の写真等 ④ その他市長が必要と認める書類。
<b>⑤ 補助金の交付</b>	実績報告書の内容を審査した後、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。 ※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくことになります。

当該補助金の概要及び申請書、事業計画書、実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

横手市中小企業活性化支援事業（販路拡大支援事業）の HP 番号：000001976

## 11. 横手市新商品生産による新事業分野開拓者認定事業の概要

新規性の高い優れた新商品の開発、生産、販売により新たな事業分野の開拓に取り組む市内中小企業者を「新事業分野開拓者」として認定することで、認定を契機とした様々な相乗効果により、地域経済の振興を図ります。

平成 31 年 4 月 商工労働課

項目	内容
申請要件	<p>次に掲げる要件を全て満たしている中小企業者が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者であること</li> <li>・ 市内に本社又は主たる事業所を有するものであって、市内において対象となる商品を生産し又は開発したもので、かつ、販売の権利を有しているものであること</li> <li>・ 認定に係る商品が市の関係機関において使用している物品の範囲内（サービス提供等の役務・医薬品・食品は対象外）であること</li> <li>・ 本社又は主たる事業所に市税の滞納がない者であること</li> </ul>
認定のメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新商品を市のホームページ等に掲載し PR しますので、社会的認知度の向上を図ることができます。</li> <li>・ 市が新商品を導入しようとする場合は、入札制度によらない随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号）で調達が可能となり、販売実績作りと売り上げの増加が見込まれます。※ただし、認定自体が購入を担保するものではありませんのでご注意ください。</li> </ul>
提出書類	<p>申請者は、「横手市新商品生産による新事業分野開拓者認定申請書」と以下の添付書類を商工労働課に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 実施計画書</li> <li>② 定款及び登記簿謄本（法人の場合）</li> <li>③ 直近 2 営業期間の財務諸表</li> <li>④ 本社又は主たる事業所の市税を滞納していないことの証明書</li> <li>⑤ 新商品に関する資料</li> <li>⑥ その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
受付期間	平成 31 年 4 月 1 日（月）から平成 31 年（2019 年）7 月 31 日（水）まで
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30 年度は 2 社 3 製品を認定しています。</li> <li>・ 平成 29 年度は 1 社 1 製品を認定しています。</li> <li>・ 平成 28 年度は 2 社 2 製品を認定しています。</li> </ul>

## 申請から認定までの流れ

①申請	申請者⇒横手市役所商工労働課 認定申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。 担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 受付は土、日、祝日を除きます。
②審査会	横手市役所商工労働課⇒申請者 認定審査会を開催し、その席上で商品に関するプレゼンテーションを行っていただきます。 その後、認定の可否を決定し、申請者に通知いたします。
③公開	横手市は、認定を受けた事業者及び新商品について市ホームページ等で広く周知し、物品の調達に当たっては当該商品を優先的に調達するよう努めます。
④その他	横手市は、必要があると認めたときは、実施計画の実施状況等について報告を求めたり、調査を行ったりする場合があります。

当該補助金の概要及び申請書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

新商品生産による新事業分野開拓者認定事業の HP 番号：000020003

## 12. IT・ソフトウェア関連産業企業立地優遇制度助成金の概要

地理的・気候的な制約が少なく、更なる成長が望める IT・ソフトウェア関連産業の立地を積極的に推進するため、全国トップクラスの優遇制度を設けております。

なお、新規に設立した法人や、既存事業の拡大をする市内法人による利用も可能です。

平成 31 年 4 月 企業誘致課

項目	内 容		
補助対象者	IT・ソフトウェア関連企業であって、次の要件を満たすもの。 ・新規立地(起業を含む。)又は既存事業の拡大を行い、かつ、3人以上の新規雇用(期間の定めのない者に限る。以下同じ。)を行うこと。 なお、5年間の合計で30人以上の新規雇用(期間の定めのない者に限る。)を行う計画を有し、かつ、毎年6人以上の新規雇用を行う場合は、単年度毎に「特認事業」と位置付ける。		
対象業種	1. ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業 2. インターネット付随サービス業 3. コールセンター 4. BPOオフィス 5. データセンター 6. 製造業等に関わる設計開発関連業 7. デジタルコンテンツ業		
助成制度の内容	項目	助成金の額	上限等特記事項
	1) 雇用に係る経費の助成	30万円/人 ※1年以上の雇用継続が必要。	市に住所を有する者に限る。 1回限り。 ※横手市企業立地促進奨励金交付要綱の奨励措置を受ける事業者を除く。
	2) 従業員家賃負担の助成	1人1月につき15,000円以内 ※家賃助成をする企業への助成で、15,000円又は会社負担額のうち少ない額。	2年間に限る。 新規正規雇用者で市外からの転入者に限る。
	3) 事務所取得経費の助成	建物取得費用の30%	上限1,500万円 3年以内、1件限り。 市内物件に限る。
	4) 事務所賃借料の助成	賃借費用の30% 【特認事業】賃借費用の50% (土地代を含む)	5,000円/坪・月、300万円/年 要件適用後、5年間
	5) 通信経費の助成	通信利用料金の50%	200万円/年 要件適用後、5年間
6) 研修期間の費用の助成 【特認事業】	研修期間に係る給与等の30% ※雇用形態は問わない。最長2か月分とする。	20万円/人 市に住所を有する者に限る。 1回限り	



<b>提出書類</b>	<p>申請者は、要件を満たした時点から半年以内に「IT・ソフトウェア関連企業優遇制度計画認定申請書」と以下の書類を企業誘致課に提出してください。</p> <p>① 事業計画書 ② 法人全部事項証明（謄本） ③ その他必要と認める書類</p>
<b>その他</b>	<p>事業計画の認定を先に行い、補助金申請は以後、最大5年間申請いただけるものです。</p>

### 計画認定から補助金申請までの流れ

- ①要件を満たした時点を基準日とし、基準日から半年以内に計画認定申請書をご提出いただきます。  
↓
  - ②要件等を審査し、内容が認められる場合、計画認定書を交付します。  
↓
  - ③基準日から1年経過後、基準日からの1年間を事業対象期間とし、補助金交付申請書（1年目）をご提出いただきます。  
↓
  - ④1年目の交付決定通知の交付、請求書提出、補助金振込、実績報告書提出。  
↓
- 以後、毎年③、④の手続きとなります。（最大5年間）

当該補助金の概要及び申請書、実績報告書等の様式については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

IT・ソフトウェア関連産業企業立地優遇制度助成金の HP 番号：000019644

### 問合せ先（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

〒013-8502 横手市旭川一丁目 3 番 41 号

（県平鹿地域振興局庁舎内）

横手市役所商工観光部企業誘致課

TEL：0182-32-2115 FAX：0182-32-4021

## 13. 横手市企業振興条例の助成金・奨励金の概要について

### 1. 対象業種

製造業、電気業（発電所）、ガス業（ガス製造工場）、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、コールセンター、研究施設

### 2. 適用条件

共通要件		生産設備を構成する 減価償却資産の合計取得額		2,000万円を超える	
業種 ご と 要 件	道路貨物運送業、 倉庫業、こん包業、 卸売業	新規の 常勤雇用者（※）	新設、増設		10人以上
	上記以外業種		新設	5人以上	増設

※常勤雇用者：期間の定めのない常勤の雇用契約を結んだ従業員（臨時やパートタイマー除く）

### 3. 支援内容

項 目	内 容		備 考
1) 固定資産税免除	土地	5年間	・土地取得により1年以内に工場棟の建設に着手した場合（工場敷地分に限る）
	機械装置、建物		・直接、生産に関するものに限る
2) 用地取得助成金	1haを超えた分 1haまで	40% 30%	・限度額 1億円 （工業団地以外の用地の場合は雇用要件に2名以上を加算、1平方メートル当たりの単価上限6,750円）
3) 環境整備推進奨励金	環境対策費	30%	・限度額 500万円 ・指定より3ヶ年のうち1回限り
4) 雪対策奨励金	除雪機器 購入等経費	50%	・限度額 500万円 ・指定より3ヶ年のうち1回限り
	融雪経費、 除雪委託費等		・限度額 300万円/年 ・指定より3年間
5) 雇用奨励金	30万円/人		・期間の定めのない常用雇用 （パート等からの処遇改善も対象とする） ・対象者は、基準日において1年以上継続して雇用し、かつ、横手市民であること ・指定より3年間

【お問い合わせ先】

横手市 商工観光部 商工労働課・企業誘致課

〒013-8502

横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局内

TEL : 0182-32-2115

FAX : 0182-32-4021

URL : <http://www.city.yokote.lg.jp/>